

日連 2 第 49 号
(業 2 第 11 号)
令和 2 年 4 月 15 日

中小企業庁経営支援部
経営支援課
課長 殿木 文明 様

日本税理士会連合会
会長 神津 信一

「新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援施策に対する要望書」提出について

標題の件に関し、本会にて検討を行い、別紙のとおり要望書を取り纏めましたので、提出いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る中小企業支援施策に対する要望書

令和2年4月15日
日本税理士会連合会

<金融支援>

1. 既存の助成金・補助金事業における要件緩和及び新規事業の追加

- ① 中小企業生産性革命推進事業において、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）への対応に関する場合には労働生産性の向上率等、生産性向上に資する数値目標の設定を不要とすること。
- ② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金において、GビズIDの取得を不要とした申請を可能とすること。
- ③ 小規模事業者持続化補助金において、商工会議所または商工会による確認フローを（認定支援機関である）税理士が代行可能とすること。
- ④ IT導入補助金2020（臨時対応）の2次公募を4月中に実施すること。
- ⑤ テレワーク実施補助金（仮称）として、導入機器に対する一定割合の補助金支給ではなく、一定要件を満たしてテレワークを実施した企業に対して、一律で補助金を支給する等の事業を創設するなど、中小企業におけるテレワーク環境の導入を強く推進する施策を講じること。

2. 中小企業等の既往債務における一律対応

中小企業等の既往債務について、全ての金融機関で一律5年間の返済猶予を認め、かつその間無利子とすること。

3. 中小企業等への新規融資における対応の弾力化

- ① 非来店型融資手続を可能とすること。（政府系金融機関のうち、日本公庫は郵送申込可としているものもあるが、全般で郵送及びWeb申込を可とする）
- ② （認定支援機関である）税理士が関与している場合には、当該税理士の署名をもって手続の簡素化及び無条件融資を実施すること。

4. 共済制度への手当て

- ① 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）における一時貸付金の対象にコロナの影響によるものを追加し、無利子化及び返済期間を5年に延長すること。また、共済掛金に対する貸付限度額倍率を拡大すること。
- ② 小規模企業共済における緊急経営安定貸付けの対象にコロナの影響によるも

のを追加し、かつ無利子化とすること。

5. 固定費に係る支援

- ① コロナの影響によりテナント賃料及び公共料金について支払いが困難な事業者に対しては、一定金額の補助もしくは支払い中断とし、その未収分について国が補填すること。
- ② コロナの影響により厚生年金保険料等の支払いが困難な事業者について、その一部もしくは全額を免除とすること。

6. 会社都合退職への配慮

コロナの影響による会社都合退職者について、失業保険の即時給付と給付期間の延長を行うこと。

<経営支援>

7. 次亜塩素酸水など安全な除菌水、マスク等の優先配賦

在宅勤務が全面的に実施出来ない中小企業に対して、次亜塩素酸水などの除菌水及びマスク等の感染予防物資を優先的に配賦すること。

<生活支援>

8. 全国民への一律現金給付

マイナンバーと紐づけた全国民への一律での現金給付を実施すること。

9. 住宅ローンの返済手当て

コロナの影響により住宅ローンの返済が困難となった者に対して一律での返済猶予を認め、かつその間無利子とすること。

以上